

民事再生手続きについて

〈弁護士コラム 第9回〉

弁護士 皆川 岳大

Q 会社の再建を考えています。民事再生手続きの概要について教えてください。また、どのような場合に破産手続きではなく民事再生手続きを利用することができるのでしょうか。(Mさん・三五歳、会社経者)

A 今回は、民事再生手続きの概要と手続選択のポイントについてのご相談です。

民事再生手続は、経済的に窮境にある債務者について、債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の

認可を受けた再生計画を定めること等により、債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、債務者の事業または経済生活の再生を図ることを目的とする再生型の倒産処理手続です(民事再生法1条参照)。再生型という点において、清算型の倒産処理手続である破産手続とは異なります。

民事再生手続のような再生型の倒産手続を選択するためには、事業再生の可能性があることが必要であり、事業再生の可能性がない

場合には、破産手続を選択せざるを得ないこととなります。そして、民事再生手続を選択できるか否かについては、以下の事情を考慮して判断することになります。

① 経営者の再生意欲と従業員との協力

民事再生手続においては、債務者は、原則として、業務遂行権及び財産管理処分権を失わないことから、従前の経営陣が当面経営にあたることになるので、経営者の再生意欲と従業員の協力が不可欠です。

② 営業が黒字になる見込み

再生する事業について、事業収益が見込めることが必要です。

③ 資金繰り

会社を再建するためには事業を継続しなければならぬことから、資金繰りが続くことが必要です。

④ 事業継続に必要な資産の確保

事業継続に必要な不可欠な資産(例えば工場)に担保権が設定されているような場合には、その資産を継続的に使用できるようにする必要があります。

⑤ 債権者の協力見込み

再生計画案が認められるためには、債権者の一定数の同意が必要であるから、主要な債権者が再建に反対であるような場合には、民事再生手続きの選択は困難です。

⑥ スポンサー企業の存在

債務者単独では、事業再生可能性が乏しい場合でも、いわゆるスポンサー企業(債務者の事業再生に協力する企業)があれば、再生が可能な場合もあります。

左上に、参考のために、大阪地方裁判所での標準的な民事再生のスケジュールを掲載しました。旭川地方裁判所管轄での民事再生申立の例はあまり多くありませんが、旭川地方裁判所では、裁判所主催の債権者集会は開かれていない例もあります。

また、民事再生を申立てる会社としては、どのくらい債務をカット(免除)してもらうことが可能なのかという点が最大の関心事と思われるのでその点について若干説明します。民事再生の弁済率(債務の免除割合)の上限について決まりはありませんが、下限については、破産した場合に予想される配当率(破産配当率)よりも高くなければならぬという制限があります。実務上は、弁済率30%未満の事件が多数を占めるようです。また、旭川地方裁判所の案件では弁済率10%以下(90%以上のカット)でも債権者の同意が得られた事例もあります。

以上のような事情を考慮して、民事再生手続によって、会社を再建することが可能か否かを判断することになります。その判断については、弁護士等の専門家に相談することが必要です。

面識のある弁護士がいない場合には、「ひまわりほっとダイヤル」(0570-001-240)にお電話下されば、再来年の10月まで無料(初回30分まで)で相談を受ける弁護士をご紹介します。

民事再生手続の一般的なスケジュール例

4月1日	[債務者]再生手続開始申立て
同日	保全処分発令・監督命令発令
4月8日	手続開始決定
5月8日	[債務者]財産目録・報告書等の提出期限
13日	債権届出期限
6月3日	[債務者]認否書提出期限
13日	一般債権調査期間始期(終期8月27日)
7月22日	[債務者]再生計画案提出期限
8月6日	監督委員による報告書提出期限
8日	決議のための債権者集会招集決定
9月19日	債権者集会期日・認可決定
10月10日	官報公告掲載
25日	認可決定確定
以後3年間	監督委員による履行監督